

議案第24号

芽室町小水力発電事業特別会計条例制定の件

芽室町小水力発電事業特別会計条例を、次のとおり制定しようとするものであります。

令和7年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町小水力発電事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、小水力発電事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、小水力発電事業収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、小水力発電事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

芽室小水力発電所の運用開始に伴い、新たに芽室町小水力発電事業特別会計を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。